第42号 かまがや 消費生活センターだより

< 令和4年8月発行> 発行元 鎌ケ谷市消費生活センター TEL: 047-445-1246

台風シーズン到来!
災害に便乗した悪質な勧誘にご注意ください

出典:消費者庁、 国民生活センター 「くらしの豆知識 2022年版」より

災害発生時にあわてないために!消費生活での事前の備えの例 ★保険契約の内容を確かめましょう

- 〇火災保険、自動車保険など、災害時に適用可能なケースもあります。
- ○契約内容を事前確認するだけで、あわてることが少なくなります。

★家屋の設備の状況などを確かめましょう

- 〇例えば、平成25年4月以降、給湯設備(15kg以上)に関し、 アンカーボルトでの固定などの措置が求められています。
- Oそのほか、所有する山林やがけ地などの状況、家の煙突や墓石の 耐震性などを確認することも考えられます。

★災害に強い近隣のガソリンスタンドを確かめましょう

- 〇地域の交通事情等で、自動車に依存せざるを得ないことも少なくありません。災害に強いガソリンスタンド(※)の位置を事前に確認しておくことが重要です。
- ※資源エネルギー庁ウェブサイト(住民拠点サービスステーション一覧) を参考にしてください。

被災地域は特に注意!災害後の住宅修理トラブル

勧誘の手口は?

今日は無料(又は特別価格)で点検に来ました。





点検した後・・・

台風で傷んだ屋根を見て

OOに不具合が見つかりました。このま ま放置していると、大変なことになりま すよ。

心配ですから、他のところも点検しますよ。

☆被害に遭わないための注意ポイント☆

リフォームの勧誘を受けた場合は、その場で即決しない! その1

> 工事をする場合、必ず複数の事業者から見積りを取り、 工事前後の写真等の記録を事業者からもらいましょう。

しつこく勧誘される場合には、きっぱり断る! **その2**

断った消費者に再度勧誘することは禁止されています。

- 「保険金で自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、本当に保険金が 支払われるか分かりません。すぐに契約するのはやめましょう。
- 契約前に必ず契約書を確認し、手数料等の有無や支払い条件を確認しま しょう。また、複数の見積もりを比較するなど慎重に検討し、修理が不要な 場合はきっぱり断りましょう。
- 保険金の請求は加入者自身で行うことが基本です。保険契約の内容や保証 の範囲について書類をよく確認し、自身が加入している保険会社や保険代理 店等に直接相談しましょう。
- 経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請 するなど、うその理由で保険金を請求すると、保険会社から保険金の返還請 求や保険契約の解除をされたり、詐欺罪に問われたりする可能性もあります。 絶対にしないでください。

対応に困ったら、一人で悩まず相談を!

- 訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、クーリング・オフができる 場合があります。困ったときは、早めに最寄りの消費生活センター等に相談 してください。
- その他、住まいの「困った」を相談できる相談窓口があります。

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

■住まいるダイヤル 電話:0570-016-100

または 電話:03-3556-5147

※受付時間は10:00~17:00(土、日、祝休日及び年末年始を除く)

契約についてや、身に覚えのない請求、不審な 電話・メールなどでお困りの際は、鎌ケ谷市消 費生活センターにお気軽に相談ください。

挑戦してみてください!

鎌ケ谷市消費生活センター(市役所2階)

雷話: 047-445-1246(予約優先)

時間:平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号 消費者ホットライン 188



消費者ホットライン イメージキャラクター イヤヤン